右 の 議 案 を 提 出 す る

平

成

+

五

年

月

+

九

日

江 戸 Ш X 新 型 1 ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 本 部 条 例

提 出 者

戸 JII X

江

多

長

田

正

見

第 5 4 3 2 第 第 Ξ 長 う に 命 の の 第 応 条 会 を を 事 条 組 規  $\equiv$ 条 趣 前 本 新 新 じ 定 + 議 項 部 受 型 助 型 務 織 旨 江 戸 こ 本 の け 1 1 新 に に け を に \_ 号 ン 型 部 職 本 ン 総 関 基 の Ш 本 づ 条 部 長 員 部 本 フ 本 フ 括 1 L  $\overline{X}$ す 新 は は 長 部 ル 部 ル ン 必 き 以 例 の ` 要 型 会 の エ エ る フ 下 は の 議 ン ン な 1 本  $\overline{X}$ 副 事 事 ル 江 ザ ザ 部 本 事 戸 ン の 務 務 I 法 新 \_ 以 に 職 部 に 等 を 等 ン 項 Ш 型 フ ザ を 1 下 お 員 長 従 対 整 対  $\overline{\mathbf{X}}$ لح ル ン け 及 策 策 等 定 新  $\neg$ の 事 理 L١ エ び フ ン る う す 本 す 副 対 め 型 う 会 ザ 1 ル 議 情 ち 本 る 部 る 本 策 る \_ 員 ン 報 か 部 部 本 も エ 等 部 ン لح 交 員 長 の フ 対 5 第  $\overline{\phantom{a}}$  $\equiv$ ザ の لح 11 換 以 長 ル 策  $\overline{\phantom{a}}$ + す う 及 下 以 エ 等 本  $\overline{X}$ ほ び 以 長 か \_ 下 る ン 七 対 部 が 下 ザ  $\overline{\phantom{a}}$ 条 策 条 連 本 7 に \_ 特 絡 任 部 副 例 を 必 等 招 調 命 要 員 本 本 対 お 別 \_ 集 整 す な 部 部 策 L١ 措 す を 職 لح 長 長 本 て 置

\_

لح

L١

う

は

`

本

部

L١ う

は

`

本

部

長

の

\_

لح

L١

う

は

`

本

部

0

部

以

下

\_

本

部

\_

لح

L١

準

用

す

る

法

第

+

六

条

法

 $\overline{\phantom{a}}$ 

平

成

\_

十

四

年

法

律

2

本

部

長

は

`

法

第

 $\equiv$ 

+

五

条

第

兀

項

の

規

定

に

基

づ

ㅎ

玉

**ത** 

職

員

そ

の

他

X

の

職

員

以

る

円

滑

に

行

う

た

め

必

要

る

員

を

置

<

こ

۲

が

で

き

る

の に 伴 新 11 型 1

新 ン

 $\overline{\phantom{a}}$ 説

明

フ

ル

エ ン

型 1

で

`

本 案

ン フ ル エ

を 提 出 しし た U

ま

す

等 対 策 本 部 に 関 L

必 要 な 事 項 を 定

め

る

必

要

が

あ

る

+

兀

年

法

律

第

 $\equiv$ 

+

号

の

制

定

ザ 等 対 策 特 別 措 置 法  $\overline{\phantom{a}}$ 平 成

ン ザ

第 こ 五 の

条 付 こ 則 の

条

例

は

`

法

の

施

行

の

日

か

5

施

行

す

る

条 例 に 定 め る も の の ほ か 本 部 に 関 L 必 要 な 事 項 は `

め る

規 則 で 定

委 任

部 長 は 部 の 事 務 を 掌 理 す る

4

3

部

2

第

き

0

外

の

者

を

会

に 部 長 を 置 き 本 部 長 の 指 名 す る

本

部

員

が

こ

れ

に

当

た

る

る

に 属 す ベ き 本 部 員 は 本 部 長 が

る لح き

兀

部 指 名 す る

条

部 る 本 部 長 は 必 要 لح 認 め は 本 部 に 部 を 置 < こ ۲ が で ㅎ

議 に 出 席 さ せ た لح き は ` 当 該 出 席 者 に 対 し ` 意 見 を 求 め る こ لح

が

で